

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受けているNPO法人の皆様へ

県では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のみなさまへの各種支援制度をご紹介します



新型コロナウイルス感染症で  
影響を受ける

〈石川県〉

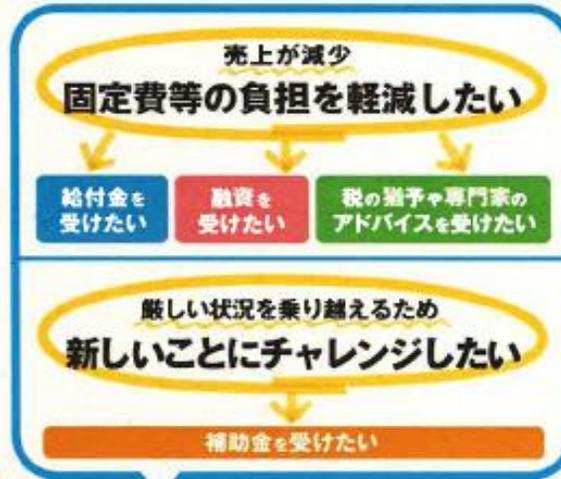
## 石川県の事業者のみなさまへ

新たな支援策  
(★)を追加!!



各支援制度等の詳細は石川県のホームページで  
随時更新していますのでご覧ください。

事業継続・雇用継続に向けた様々な支援があります。



### 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のみなさまへの支援制度(6月29日現在)

主な要件	支援制度	支援内容	担当
<p>売上が前年同月比50%以上減少した企業 (資本金10億円以上の大企業を除く)</p> <p>★国の持続化給付金を受けた事業者 6/30から</p>	<p>①持続化給付金</p> <p>②石川県経営持続支援金</p>	<p>○法人は200万円以内 個人事業主は100万円以内</p> <p>○中小企業は50万円、個人事業主は20万円 (国の持続化給付金受給者へ給付)</p> <p>○申請時の直近の支払家賃(月額)をもとに、6か月分の家賃を支援 ・法人 支払家賃×2/3×11×6か月分=最大600万円(上限100万円/月) ・個人事業主 支払家賃×2/3×11×6か月分=最大300万円(上限50万円/月) (※2/3は、支払家賃2/3の上限を指し、支払家賃2/3の上限は1/3) ※家賃の計算については令和十一年度から変更予定</p>	<p>中小企業庁 持続化給付金コールセンター 0120-115-570</p> <p>石川県事業者支援 ワンストップコールセンター 076-225-1920</p>
<p>売上が前年同月比50%以上減少又は 連続する3か月間同月比30%以上減少の中小企業等</p> <p>★国の家賃支援給付金を受けた事業者</p>	<p>③家賃支援給付金</p> <p>④石川県家賃支援給付金</p>	<p>○申請時の直近の支払家賃(月額)をもとに、6か月分の家賃を支援 ・法人 支払家賃×2/3×11×6か月分=最大600万円(上限100万円/月) ・個人事業主 支払家賃×2/3×11×6か月分=最大300万円(上限50万円/月) (※2/3は、支払家賃2/3の上限を指し、支払家賃2/3の上限は1/3) ※家賃の計算については令和十一年度から変更予定</p> <p>○中小企業は最大150万円、個人事業主は最大75万円 (国の家賃支援給付金受給者へ給付) ※申請は5/31まで</p>	<p>中小企業庁</p> <p>石川県事業者支援 ワンストップコールセンター 076-225-1920</p>
<p>新型コロナウイルスの影響に伴い、最近1か月 (3月以前は10%)の売上が5%以上低下した企業で 休業手当を支払い従業員を一時的に休業 させた企業など</p>	<p>⑤雇用調整助成金</p>	<p>○休業手当相当額に対して中小企業は4/5、大企業は2/3 解雇を行わなかった場合、中小企業は10/10、大企業は3/4(※休業15,000円/日・人)</p>	<p>石川労働局 職業対策課 076-265-4428 学校関係 奨励金・支援金・ 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999</p>
<p>小学校等の休校により子供の世帯を行う労働者に対し 有給の付与(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を 与えた企業など</p>	<p>⑥小学校休業等対応助成金・ 支援金</p>	<p>○労働者を雇用する事業主:休校中に支払った賃金相当額に対して10/10 (助成金上限額:15,000円/日・人、※4/1以降に発生した分について)</p> <p>○委託を受けて個人で仕事をする方: 就業できなかった日について:7,500円/日(定額)※4/1以降に発生した分について</p>	<p>学校関係 奨励金・支援金・ 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999</p>

まずはこちらにご連絡ください

石川県事業者支援ワンストップコールセンター

E-mail : onestop@pref.ishikawa.lg.jp 開設時間:9時~18時(土日も開設)

電話

076-225-1920

裏面も  
ご覧ください

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者のみなさまへの支援制度(6月29日現在)

主な要件	支援制度	支援内容	担当
<p><b>融資を受けたい</b></p> <p>最近2週間から1か月の売上が前年同期比20%以上減少した又はセーフティネット保証4号、5号 融資 製造保証の認定を受ける中小企業等</p> <p>最近1か月の売上が前年又は前々年同期比5%以上減少した中小企業、小規模事業者</p>	<p>① 新型コロナウイルス感染症緊急特別融資</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>③ 新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者が対象)</p>	<p>○融資限度額 8千万円</p> <p>○利率 1.00%(3千万円以内は当初3年間無利息)</p> <p>○返済期間 10年以内(元金の償還5年以内) ※融資枠は返済開始日の償還5年以内は3千万円以内に限る</p> <p>○融資限度額 中小企業3億円、小規模事業者6千万円</p> <p>○利率 中小企業1.11%(当初3年間0.21%)、小規模事業者1.36%(当初3年間0.46%)</p> <p>○返済期間 15年(元金の償還5年以内)</p> <p>※売上減少率が一定水準を超える場合は当初3年間無利息</p> <p>○融資限度額 1千万円 ○利率 1.21%(当初3年間0.31%)</p> <p>○返済期間 7年(元金の償還3年以内)</p> <p>※売上減少率が一定水準を超える場合は当初3年間無利息</p> <p>○★3千万円は4千万円に拡大予定 【7/1より貸付開始】</p> <p>※融資資金の用途には、この他にさまざまな制限があります</p>	<p>石川県 商工労働部経営支援課 076-225-1522</p> <p>日本政策金融公庫 金沢支店中小事業 076-231-4275 金沢支店国民事業 076-263-7192 小松支店国民事業 0761-21-9101</p> <p>中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症 特別貸付保証認定申請 0570-060515</p>
<p><b>税の猶予や専門家のアドバイスを受けたい</b></p> <p>収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している中小企業等</p> <p>収入が前年同期に比べて30%以上減少している中小企業等</p> <p>専門家に経営相談をしたい中小企業等</p> <p>雇用調整助成金について相談がしたい</p>	<p>④ 国税・地方税の納税猶予、<sup>国 県 市町</sup> 社会保険料の納付猶予</p> <p>⑤ 固定資産税・都市計画税の<sup>市町</sup> 軽減措置</p> <p>⑥ アドバイザー派遣事業</p> <p>⑦ 雇用調整助成金個別相談会</p>	<p>○令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税、社会保険料について、納税・納付が困難な方に限り申請により納税、納付が1年間猶予(担保不要・差押金なし)</p> <p>○令和3年度課税の1年分に限り売上減少が30%以上50%未満 課税標準を1/2に軽減 売上減少が50%以上 課税標準をゼロ</p> <p>○緊急経営支援アドバイザー(中小企業診断士等)の派遣(無料)</p> <p>○社会保険労務士による個別相談(無料 要予約) 場所 ILAC、県内各地の商工会場所、商工会</p>	<p>金沢国税局 税務予備校センター 各年金事務所 県総合(商税)事務所 市町税務担当課</p> <p>市町税務担当課</p> <p>県内商工会議所・商工会・ ISICO・中小企業協働中央会</p> <p>最寄りの商工会議所、商工会又は 石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531</p>
<p><b>補助金を受けたい</b></p> <p>厳しい状況を乗り越えるため新たな分野にチャレンジしたい中小企業等</p> <p>感染拡大防止策を充実させたい 小規模事業者 ↓ ★7/1から 中堅・中小企業等に拡充</p> <p>★コロナ時代に適応する3密防止・適確ビジネス等の設備投資をしたい中小企業等</p> <p>★コロナ時代の新たな需要をビジネスチャンスとしたい事業者</p> <p>テレワークを始めたい事業者</p>	<p>⑧ 新分野チャレンジ緊急支援費補助金</p> <p>⑨ 感染拡大防止対策支援金</p> <p>⑩ コロナ時代に適応する設備導入支援事業費補助金</p> <p>⑪ 新たな需要を取り込む新技術・新製品開発支援事業費補助金</p> <p>⑫ テレワーク導入に向けた専門家派遣</p> <p>⑬ テレワーク導入にかかる機器等の導入支援</p>	<p>○事業に関する経費の補助(人件費除く) (上限50万円、補助率4/5)</p> <p>○感染防止対策に関する資材購入等経費の補助 (上限20万円、補助率4/5、募集期間は~6/30)</p> <p>↓ (上限50万円、補助率4/5、募集期間は7/1~)</p> <p>○対象経費 設備導入費 等 ○補助額 上限600万円、補助率3/4</p> <p>○新製品開発支援 上限200万円、補助率4/5 ○新技術開発支援 上限1千万円、補助率4/5</p> <p>○専門家による テレワーク導入に向けた様々な助言(無料)</p> <p>○働き方改革推進支援助成金(厚生労働省)最大300万円、補助率3/4 ※助成対象となる機器等には制限あり ○IT導入補助金(経済産業省)助成額30万円~450万円、補助率(資機材)2/3 ※助成対象となる機器等には制限あり</p>	<p>石川県産業者支援 ワンストップコールセンター 076-225-1920</p> <p>石川県事業者支援 ワンストップコールセンター 076-225-1920</p> <p>石川県商工労働部産業政策課 076-225-1513</p> <p>石川県商工労働部産業政策課 076-225-1513</p> <p>(一社)石川県情報システム工業会 076-267-4741 石川県商工労働部労働企画課 076-225-1531</p> <p>働き方改革推進支援助成金0120-91-6479 (テレワーク相談センター)</p> <p>IT補助金(一社)石川県商工労働部労働企画課 (IT導入支援センター) 0570-666-424</p>

まずはこちらにご連絡ください **石川県事業者支援ワンストップコールセンター** 電話 **076-225-1920** 表面もご覧ください  
E-mail : onestop@pref.ishikawa.lg.jp 開設時間: 9時~18時(土日も開設)

・上記のうちで、NPO法人が対象となりうる制度  
①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑩・⑪・⑬・⑮・⑱  
※各種制度の詳細は、各種相談窓口にご相談ください。